

新	旧
<p>2 知事は、<u>新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を行う中小企業者等</u>に対し、予算の範囲内において、当該新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新に要する資金の貸付けを行うことができる。</p>	<p>2 知事は、<u>中間技術の企業化を行う者</u> _____ に対し、予算の範囲内において、当該企業化に _____ 要する資金の貸付けを行うことができる。</p>
<p>3 知事は、前2項の規定による助成を受けて<u>新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を行う中小企業者等</u>に対し、必要な協力及び助言を行うものとする。 (協力体制)</p>	<p>3 知事は、前2項の規定による助成を受けて<u>中間技術の開発研究又は企業化を行う者</u> _____ に対し、必要な協力及び助言を行うものとする。 (中間技術開発に対する協力体制)</p>
<p>第4条 知事は、<u>中小企業の新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を促進するため、県の試験研究体制の整備充実に努めるとともに、大学、民間の試験研究機関に対し必要な協力を求めるものとする。</u></p>	<p>第4条 知事は、<u>中間技術の開発</u> _____ を促進するため、県の試験研究体制の整備充実に努めるとともに、大学、民間の試験研究機関に対し必要な協力を求めるものとする。 (審議会)</p>
	<p>第6条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、知事の附属機関として、愛媛県中間技術審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</u></p> <p>2 <u>審議会は、中間技術の開発研究又は企業化に関する重要事項を調査審議する。</u></p> <p>3 <u>審議会は、委員10人以内で組織する。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。</u></p>
<p>第6条 省略</p>	<p>第7条 省略</p>